

開発許可等手数料

1件につき

区分	手数料の額			
	開発区域の面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用
開発行為許可申請手数料 (法第29条第1項、第2項)	0.1未満	8,600円	13,000円	86,000円
	0.1以上～0.3未満	22,000円	30,000円	130,000円
	0.3以上～0.6未満	43,000円	65,000円	190,000円
	0.6以上～1.0未満	86,000円	120,000円	260,000円
	1.0以上～3.0未満	130,000円	200,000円	390,000円
	3.0以上～6.0未満	170,000円	270,000円	510,000円
	6.0以上～10.0未満	220,000円	340,000円	660,000円
	10.0以上	300,000円	480,000円	870,000円
開発行為変更許可申請手数料 (法第35条の2第1項)	次のア、イ、ウの合計額（ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。）			
	ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額			
	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで（同法附則第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額			
	ウ その他の変更については、10,000円			
建築許可申請手数料（法第41条第2項ただし書）			10,000円	
建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）			46,000円	
建築等許可申請手数料 (法第43条第1項ただし書)	敷地の面積 (ha)			
	0.1未満		6,900円	
	0.1以上～0.3未満		18,000円	
	0.3以上～0.6未満		39,000円	
	0.6以上～1.0未満		69,000円	
	1.0以上		97,000円	
開発許可を受けた地位の継承の承認（法第45条）	自己居住用		1,700円	
	自己業務用	1ha未満	1,700円	
		1ha以上	2,700円	
	非自己用		17,000円	
開発登録簿の写しの交付申請手数料（法第47条第5項）			用紙1枚につき	470円